

留萌地域ゼロカーボン推進室設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、留萌振興局地域におけるゼロカーボンに向けた取組を推進及び促進するため、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 留萌振興局地域におけるゼロカーボンに向けた取組を推進及び促進するため、「留萌地域ゼロカーボン推進室」(以下「推進室」という。)を置く。
なお、推進室は、ゼロカーボン北海道留萌地方推進本部事務局を兼ねることとする。

(組織)

第3条 推進室は、副局長(地域創生部・保健環境部・産業振興部担当)を室長、地域創生部長及びくらし・子育て担当部長を副室長とし、別表に掲げる課等から振興局長が指定する者をもって充てる。

(業務)

第4条 推進室の業務は次のとおりとする。

- (1) ゼロカーボンの推進・促進に係る総合調整に関すること
- (2) ゼロカーボンに係る市町村や各種団体等の相談及び取組に係る振興局内の連携・調整に関すること
- (3) 振興局内におけるゼロカーボンの取組に係る連携・調整に関すること

(その他)

第5条 推進室の業務の実施については、関係各課と十分な連携を図るものとする。

(事務局)

第6条 推進室の主管課は、地域創生部地域政策課及び保健環境部環境生活課とする。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表

課等名
総務課、税務課
地域創生部 地域政策課
保健環境部 企画総務課、社会福祉課、環境生活課
産業振興部 商工労働観光課、林務課、水産課、農務課、農村振興課
留萌農業改良普及センター
留萌地区水産技術普及指導所
森林室 管理課
留萌建設管理部 地域調整課
留萌家畜保健衛生所
留萌教育局 教育支援課